令和6年度 舞鶴市育英資金について

舞鶴市では、学校等に在学し、かつ、経済的理由により修学困難な人に対して修学に必要な学資金(以下「育英資金」という。)を支給し、もって有用な人材を育成していきます。

【学校等の種類】

- ◆学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、専修学校の専門課程
- ◆職業能力開発促進法に規定する職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校

【申込みの条件】

- ◆上記の学校に進学し、人物に優れ、向学心にあふれ、経済的理由により修学が困難な人。
- ◆支給の対象となる生徒・学生の保護者が、交付を申請する日の6ヶ月前から引き続き舞鶴市に住所を有すること。
 - ※京都府高校生給付型奨学金の受給対象者は、育英資金のうち修学支援金、奨学金、及び高等学校等の入学支度金の支給 対象外となります。(市町村民税非課税でひとり親世帯、児童世帯、障害者世帯、長期療養者世帯)

【経済的要件】(支給対象年度の課税状況[前年中の所得]に基づきます)

| • 修学支援金 • 奨学金 | 市町村民税非課税世帯(生活保護世帯を除く。) | | | |
|-------------------|--|--|--|--|
| 通学費補助金 | ╞課税世帯(生活保護世帯を除く。)が生活保護基準の100分の130以下の世帯(以下、低所得世帯という。) | | | |
| 7 尚丰庄仝 | 高等学校等 | 市町村民税非課税世帯(生活保護世帯を除く。) | | |
| 入学支度金 (新一年生のみ) | 大学• 専修学校等 | ・市町村民税非課税世帯・低所得世帯 | | |

※低所得世帯の所得基準

| 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人世帯 | 7人世帯 | 8人世帯 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 2, 731 | 3, 143 | 3, 645 | 3, 974 | 4, 303 | 4, 632 | 4, 961 |

世帯の所得・・・同一世帯内の有所得者の前年中の所得の合計

(単位:千円)

【育英資金の種類と支給額】

〇 修学支援金(高等学校等)[修学に必要な学用品等]

| 国公立 | 高等学校等(通信制を除く) ※特別支援学校高等部は専攻科を除く ※高等専門学校は1年~3年のみ | 年額 60,000円 | ※国や京都府の同種 の奨学金等との併 給調整を行いま す。 |
|-----|---|------------|--|
| | 通信制 | 年額(60,000円 | |
| 私立 | 全日制•定時制 | | |
| 1/2 | 通信制 | | |

○ 奨学金(高等学校等)[修学に必要な経費]

| ・高等専門学校 4~5年 ・特別支援学校高等部専攻 | | 年額 192,000円 ※国や京都府の同種 |
|------------------------------|-----|-----------------------------------|
| 京都府内の私立高校 4~5年 | | 年額 396,000円 の奨学金等との併 絵調整を行います。 |
| 京都府外の私立高校 | 全日制 | 年額 277,200円以内 |
| 宋部的外UXM立向仪 | 定時制 | 年額 169,200円以内 |

○ 通学費補助金(高等学校等)[通学に必要な経費]

| 対象区分 | 支給額 | | |
|-------------------------|---------------------|--|--|
| 高等学校等 | 通学定期運賃(通信制の場合は所要額)・ | | |
| ※高等専門学校専攻科と専修学校高等課程は対象外 | スクールバス経費の1/2以内 | | |

○ 入学支度金(高等学校等、大学等、専修学校専門課程)[入学に必要な経費]

| 対象区分 | | | | 支給額 |
|------------------------|-------------|--|------------------------|----------|
| 古符兴技符 | 国公立 ※通信制を除く | | | 63,000円 |
| 高等学校等 ※特別支援学校高等部専攻科 | 私立 | 全日制 | 市町村民税非課税世帯(生活保護世帯を除く。) | 178,000円 |
| 及び高等専門学校専攻科 を除く | 私立 | 定時制 | | 137,000円 |
| 2 购、 | 通信制 | | | 45,000円 |
| 大学等 ※高等専門学校専攻科を含む | 国公立 | ・生活保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律 の支援給付を受ける世帯(以下、支援 給付世帯という。) ・市町村民税非課税世帯 | | 100,000円 |
| | | 低所得世帯 | | 50,000円 |
| | 私立 | 生活保護世帯、支援給付世帯、 市町村民税非課税世帯 | | 200,000円 |
| | | 低所得世帯 | | 100,000円 |
| 専修学校専門課程 ※高等課程は対象外 | | 生活保護世帯、支援給付世帯、 市町村民税非課税世帯 | | 100,000円 |
| 公司中球は公グダブ | | 低所得世帯 | - - - | 50,000円 |

【育英資金の申請手続き】

◆市役所(西支所、加佐分室含む)にて申請用紙を受け取るか、舞鶴市ホームページからダウンロードし、必要 事項を記入の上、次の書類を添付して4月以降に舞鶴市教育委員会学校教育課へ提出して下さい。

<添付書類> 大学・専修学校等の入学支度金を申請する場合 在学証明書(学生証写し可)<u>※高校等は不要</u> 舞鶴市<u>以外</u>で市町村民税が課税されている場合 市町村民税課税(非課税)証明書

◆高等学校等の申請(修学支援金、奨学金、通学費補助金)は年度毎に必要です。前年度の支給決定者へは、卒業される場合を除き、毎年4月以降に郵送にて継続申請をご案内します。

【申請書類の提出期限】

大学・専修学校等の入学支度金 6月28日(金) 修学支援金、奨学金、通学費補助金、高等学校等の入学支度金 10月31日(木)

※上記期限を過ぎて提出された場合は支給しません。決定通知書は以下の支給予定日直前に送付します。

【育英資金の支給(口座振込)】

大学・専修学校等の入学支度金 8月中旬 修学支援金、奨学金、通学費補助金(※)、高等学校等の入学支度金 12月下旬

※通学費補助金のうち、東舞鶴高校スクールバス分は、料金の支払証明(領収書コピー等)の提出を年度末に郵送に て申請者へ依頼します。通信制高校に係るスクーリング分は年度末に学校へ通学回数を照会します。 それぞれ実 績に基づき翌年度4月下旬から5月の支給となります。

【その他】

- ◆住所・氏名の変更や休・退学、生活保護受給等があった場合は、速やかに異動報告書を提出して下さい。
- ◆高校生給付型奨学金や奨学のための給付金、母子家庭奨学金等、育英資金と同種と認められるものについては 併給調査を実施し、それらの給付がある場合は、当該金額を減額して支給します。
- ◆世帯の所得状況や生活保護受給状況、高等学校等の修学状況等について調査・照会します。

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴市教育委員会 学校教育課(☎0773-66-1072)